

『「EnneGreen ライト」に関する約款』新旧対照表

条・項 番号等	新	旧
序文 第二段 落	<u>なお、EnneGreen ライトの適用後、EnneGreen ライトにかかる事項以外の事由により電力売買契約に変更が生じた場合においても、当社が通知した場合を除き、EnneGreen ライトの効力には影響を及ぼさないものとします。</u>	新設
第 3 条 (2) なお書	なお、EnneGreen ライトで電気を供給することにより、非化石証書の持つ環境価値(非化石価値(高度化法の非化石電源比率算定時に計上できる価値)、ゼロエミ価値(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号(その後の改正を含みます。))における CO2 排出係数が 0kg-CO2/kWh である価値)、環境表示価値(小売電気事業者が需要家に対して付加価値を表示・主張することができる価値)をいいます。以下同じ)がお客さまに移転されるものとし、非化石証書の由来となった再生可能エネルギーの発電種別、発電所名、発電所住所、発電量(EnneGreen ライトの適用期間にかかわらず、年度(4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいいます。以下同じ。)単位で算出する。)について年度終了後、翌年度の 7 月末までに通知します。また、EnneGreen ライトの適用期間の開始日または満了日が年度の途中である場合であっても、同様とします。	なお、EnneGreen ライトで電気を供給することにより、非化石証書の持つ環境価値(非化石価値(高度化法の非化石電源比率算定時に計上できる価値)、ゼロエミ価値(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号(その後の改正を含みます。))における CO2 排出係数が 0kg-CO2/kWh である価値)、環境表示価値(小売電気事業者が需要家に対して付加価値を表示・主張することができる価値)をいいます。以下同じ)がお客さまに移転されるものとし、非化石証書の由来となった再生可能エネルギーの発電種別、発電所名、発電所住所、発電量について年度終了後に通知します。
第 3 条 (4)	<u>当社がお客さまに提供する非化石証書は 2022 年 9 月時点で適用されていた RE100 クライテリアに準拠するものとし、その後のクライテリアの変更への準拠は保証いたしません。</u>	新設
第 4 条	お客さまの予定以上の電力使用、発電所の停止、非化石価値取引市場の価格高騰や非化石価値取引市場の停止等により、契約書等に定めるいずれかの発電所由来の非 FIT 非化石証書(再エネ指定あり)量が不足する場合には、当社は日本において RE100 クライテリア(2022 年 9 月時点のもの)に適合すると見做されていた代替手段(具体的には契約書等に定める発電所由来以外の再エネ指定の非化石証書、再エネ電力由来の J-クレジット等)によって環境価値(再エネ電力由来 J-クレジットの場合は、ゼロエミ価値、およびお客さまにおいて調達した電気の「再エネ価値の使用」を主張することができる価値)を提供します。なお、この場合も第 3 条第 2 項の規定と同様、翌年度 7 月末までに必要な情報を通知するものとします。	お客さまの予定以上の電力使用、発電所の停止、非化石価値取引市場の価格高騰や非化石価値取引市場の停止等により、契約書等に定めるいずれかの発電所由来の非 FIT 非化石証書(再エネ指定あり)量が不足する場合には、当社は日本において RE100 クライテリアに適合すると見做されている代替手段(具体的には契約書等に定める発電所由来以外の再エネ指定の非化石証書、再エネ電力由来の J-クレジット等)によって環境価値(再エネ電力由来 J-クレジットの場合は、ゼロエミ価値、およびお客さまにおいて調達した電気の「再エネ価値の使用」を主張することができる価値)を提供します。なお、この場合も第 3 条第 2 項の規定と同様、年度終了後に必要な情報を通知するものとします。ただし、RE100 クライテリアが改定された場合には、改定後の RE100 クライテリアに対応するために必要な期間、改定前の RE100 クライテリアに適合すると見做されている代替手段によって環境価値を提供することがあります。
第 7 条	<u>当社は、一般社団法人日本卸電力取引所が定める非化石価値取引規程が改定された場合、一般社団法人日本卸電力取引所が設定する非化石価値取引の価格制限が変更された場合または非化石証書の調達費用等の変動により料金改定が必要となる場合は、次の手順により、EnneGreen ライトの新たな料金単価を定めるものとします。</u> イ) 当社は、新たな料金単価及びその適用開始予定日(以下、「新料金単価適用開始予定日」といいます。)を事前に書面にてお客さまに通知します。 ロ) お客さまと当社は、新たな料金単価及び新料金単価適用開始予定日について、新料金単価適用開始予定日の 15 日前までに合意するものとします。 ハ) 上記ロに定める期限までに、お客さまと当社との間で新たな料金単価及び新料金単価適用開始日予定日について合意ができない場合には、お客さままたは当社の申し出により、EnneGreen ライトの解約ができるものとします。 ニ) 上記イの当社の通知に対してお客さまが異議を申し立てない場合や、上記ハにより契約の解約が行われない場合は、新料金単価適用開始予定日から、上記イにおいて当社から通知した新たな料金単価を適用するものとします。	新設
第 8 条 (2)	削除	RE100 クライテリアが改定された場合には、改定後の RE100 クライテリアに対応するために必要な期間、改定前の RE100 クライテリアに基づく手段によって環境価値を提供することがあります。